

山口県へき地医業承継支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 山口県へき地医業承継支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び山口県へき地医業承継支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費については、次の内容に留意すること。

- (1) 承継した施設の改装に係る費用は、次の要件を全て満たすものとする。
 - ① 診療所等としての機能を果たす上で必要と認められるもの。
 - ② 事業によって施設の利便性が向上すること。
- (2) 医療機器等の購入に係る費用は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - ① 開業する医院の診療科目から見て必要と認められる機器等であること。
 - ② 機器のスペック等がカタログ等で明確に確認できるものであること。
- (3) 広告等に係る費用は、承継した診療所等の事業の内容に係る経費であること。

(補助対象外費用)

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の取得及び賃借に要する費用
- (2) 既存建物の買収及び賃借に要する費用
- (3) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (4) 既存建物の解体工事に要する費用
- (5) その他医業承継に必要な経費として適当と認められない費用

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請にあたって、要綱に定めるもののほか、必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）

- (2) 工事仕様書、工事設計図、工事内訳書
- (3) 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ、仕様書等）
- (4) 医業承継の成立が分かる書類（最終合意書等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（実績報告）

第6条 実績報告にあたって、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の金額が分かる書類（納品書、請求書等）
- (2) 工事請負契約書・売買契約書等の写し（変更契約書等を含む。）
- (3) 補助事業完成後の施設及び設備の写真
- (4) 補助事業完成後の施設及び設備の構造概要及び平面図
- (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（検査を要しない工事については除く。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（その他）

第7条 その他、本補助金については、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付後、承継した診療所等を継続して運営することができず、本事業の目的を達成できない場合は補助対象外とし、補助金の返還を求めることとする。継続して診療所を運営する期間は少なくとも5年を目途とする。
- (2) 補助対象経費の算定にあたっては複数の業者から見積を徴収し、適切な費用を算定すること。やむを得ず一者見積とする場合は、その理由を説明でき、認められるものでなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。